

令和3年度
ぐんま県民カレッジ

■第一回

▽とき 8月29日（日）午前
8時～午後4時

▽ところ 尾瀬国立公園・大
清水平

▽テー マ 尾瀬沼山域静寂の
湿原大清水平自然観察会

■第二回

▽とき 11月7日（日）午前
8時～午後3時

▽ところ 船ヶ鼻山（利根郡
昭和村）

▽テーマ 赤城山の一角にある
絶景展望船ヶ鼻山自然観察会

■第三回

▽とき 来年1月22日（土）
午前10時～午後2時

▽ところ 多々良沼公園（館
林市松沼町）

▽テーマ 冬の野鳥観察会

■定員 各回10人（先着順）

※未成年の人は保護者同伴

■申込期限 8月20日（金）

■申込方法 郵便番号・住所・
電話番号（携帯可）・ファク
ス番号・メールアドレス（携
帯可）・氏名・年齢を明記し、
電子メール・郵送・ファックス
で送付

スポーツ

■その他 傷害保険などは各
自分でご加入ください
**■申込み・問合せ 尾瀬高等
学校開放講座係(担当・松井・
齋藤) T-378-0301
沼田市利根町平川-406,
556-2310、ファクス
556-3720、メール oze-
hs01@edu-g.gsn.ed.jp**

1003063

調查

■ 農地の適正な管理を理解とご協力をお願いします。

農業委員会では、遊休農地の把握と発生防止・解消、違反転用の発生防止などのため、市内全農地を対象に調査を行います。農地の中に立ち入ることもありますので、ご理解とご協力をお願いします。

■ 農地の適正な管理を理解とご協力をお願いします。

農地はいったん耕作をやめても、数年たつと、原型が分からなくなほど荒れ、耕作できる状態に戻すのに労力と費用がかかります。

新築や増築した家屋の固定資産税の評価額を算定するため、市職員が家屋調査を行いますので、ご協力をお願いします。

家屋の全部、または一部を取り壊した場合や店舗、住宅などを他の用途に変更した場合も調査を行いますので、ご連絡をお願いします。

農地利用狀況調查

新築や増築した家屋の固定資産税の評価額を算定するため、市職員が家屋調査を行いますので、ご協力をお願ひします。

家屋の全部、または一部を取り壊した場合や店舗、住宅などを他の用途に変更した場合も調査を行いますので、ご連絡をお願いします。

問合せ 課税課資産税係
内線30-4530-16

■農地法の手続き

また、雑草木が生い茂り病虫害の温床となり、近隣農地の農業振興や周辺住民の生活環境に悪影響も及ぼすので、草刈りや耕起など農地の適正化ります。

篤志

農業委員会事務局、または地元の農業委員や推進委員に相談してください。

▽(株)戸部組(下沼田町)→ご
みステーションリ基
社会福祉事業へ
▽なでしこ学童クラブ(高橋
場町)→2000円
▽坂上初江(柳町)→亀のリ
リアン細工→100個



(広告)